

# 国連における障害者権利条約について

## 1. 条約の検討経緯

- (1) 2001年12月、「障害者権利条約」の検討を国連総会にて決議。
- (2) 2002年7月以降、国連総会の下で特別委員会を累次開催、2006年8月、第8回会合において、長年の検討を経て条約案基本合意。
- (3) 2006年12月13日国連総会にて採択

## 2. 厚生労働省としての対応

条約案は、国際社会における障害者の権利の擁護と促進を達成していく上で非常に重要との認識に立ち、当初から条約交渉に積極的に対応。

## 3. 条約の概要

障害者の人権及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的国際条約であり、前文と本文50条からなる。

- ・ 社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障害者に他者との均等な権利を保障することを義務づけ。
- ・ 「合理的配慮の否定<sup>\*</sup>」は差別であることを明示した点及び条約の履行を確保するため国内に独立したモニタリング機関の設置を盛り込んだ点が特徴。

※合理的配慮の否定：障害者が均等な機会を享受をできるようにするための周辺環境の修正・調整であって過度の負担を課さないものを意味する。具体的には、車椅子の障害者が就業できるように、職場へのスロープを設置することなどが含まれると考えられるが、その内容については各国が柔軟に設計できる。

- ・ 条約案第19条には障害者の自立生活及び地域生活に係る事項について規定されており、障害者自立支援法の理念にも合致。

## 4. 今後の予定

我が国の締結時期については未定。可能な限り早期に署名・締結することを目指し必要な検討を実施しているところ。

## 条文構成

(注:見出しについては暫定訳)

前文

第1条:目的

第2条:定義

第3条:一般的原則

第4条:一般的義務

第5条:平等及び非差別

第6条:障害のある女性

第7条:障害のある児童

第8条:障害者に対する意識の向上

第9条:アクセシビリティ

第10条:生命の権利

第11条:危機のある状況

第12条:法の下での平等

第13条:司法へのアクセス

第14条:身体的自由及び安全

第15条:拷問又は残虐な、非人間的なもしくは品位を傷つける取り扱い又は罰からの自由

第16条:搾取、暴力及び虐待からの自由

第17条:人格の完全性の保護

第18条:移動の自由

第19条:自立生活及び地域への包含

第20条:個人のモビリティ

第21条:表現と意見表明の自由、情報へのアクセス

第22条:私生活の尊重

第23条:家庭及び家族の尊重

第24条:教育

第25条:健康

第26条:ハビリテーション及びリハビリテーション

第27条:労働と雇用

第28条:相当な生活水準及び社会保障

第29条:政治生活及び公的生活への参加

第30条:文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

第31条:統計とデータ収集

第32条:国際協力

第33条:国内の実施とモニタリング

第34条～第40条:国際的モニタリング

第41条～第50条:最終条項

選択議定書(個人通報制度、調査制度)

## ○ 「精神障害者社会復帰施設等運営費補助金」の適正な執行について

会計検査院が実施した実地検査において、一部の精神障害者社会復帰施設について、国庫補助金の返還を要する不適切な事務処理が行われていたと指摘されている。

このような状況に鑑み、各都道府県等においては、以下の指摘事例等に十分留意の上、貴管内施設に対する指導監査等の一層の強化を図るようお願いしたい。

なお、この補助金の補助対象経費は、精神障害者社会復帰施設を運営するために必要となる職員の給料等の人件費、各所修繕費、その他事務の執行に伴う需用費（食糧費、光熱水料等）、備品購入費等とされている。

各所修繕費については、故障や老朽化が生じたものを原状に回復するための費用とされ、また、入所者個人の生活に必要な給食費や光熱水費等の経費、施設整備の費用、施設開所時までに必要な設備整備（以下「初度設備整備」という。）の費用及び営業事業に要する光熱水費等の費用は、補助対象経費に含めないこととされているので、ご留意願いたい。

[平成16年度及び平成17年度決算検査報告における指摘事例]

- ①「備品購入費に、冷暖房設備等の施設整備の費用を含めていたり、避難器具等の初度設備整備の費用を含めていた」
- ②「備品購入費に、前年度の精神障害者社会復帰施設設備整備事業の初度設備整備の補助対象としていた机、椅子等の購入費を計上していた」
- ③「備品購入費に、入所者個人の生活に必要な給食費や光熱水費等の経費を含めていた」
- ④「精神障害者社会復帰施設整備事業の補助対象としていた冷暖房設備の施設整備の費用を計上していた」
- ⑤「各所修繕費に、当該施設を原状に回復するための費用には該当しない2人部屋を個室にする改修工事の費用を含めていた」 等

## 障害福祉サービス費の請求・支払い方法の変更について ～紙ベースからコンピュータ処理へ～

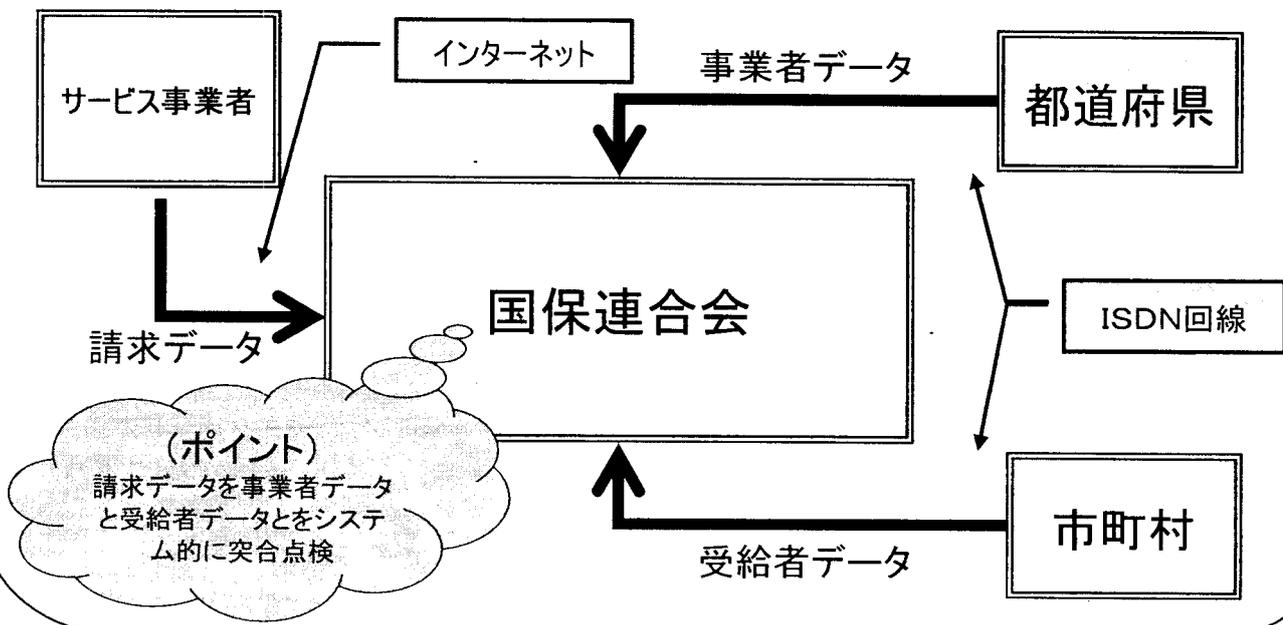
平成19年10月実施

- 障害者自立支援法に基づき、平成19年10月より事業者が行う障害福祉サービス費の請求方法が、紙・磁気ディスク等によるものから、インターネットを活用し電子情報化した請求方法に変更される予定。(原則ペーパーレスへ)
- 併せて、都道府県が持つ事業者台帳や市町村が持つ受給者台帳等請求内容の確認に必要な情報もすべて電子情報化した上で、電子的な突合・点検を行うことにより、正確な請求・支払を実現すると共に、市町村における支払事務の効率化と平準化を図る。
- この実施に当たっては、全国共通のコンピュータシステム(以下「支払システム」という。)を導入し、その運用は介護保険制度下において同様のシステム運用実績のある、国民健康保険団体連合会が市町村からの委託を受けて行う。

(参考)障害者自立支援法(抜粋)  
第29条

8 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

### 《支払システムの概要》



# 《支払システム導入のメリット》

## (1) 正確かつ効率的な請求・支払を実現

全国統一の事務処理基準を定めることにより正確な事務執行を可能とし、事務処理を国保連合会経由(下図)とすることで効率的な請求・支払を実現

## (2) ペーパーレス化した情報処理

統一されたコンピュータシステムを導入することにより、原則、ペーパーレス化すると共に、全国決済の実施等全国一括処理が可能

## (3) データに基づいた事業予測を可能とするシステム

統計処理の迅速な実施によりエビデンスに基づいた行政を推進

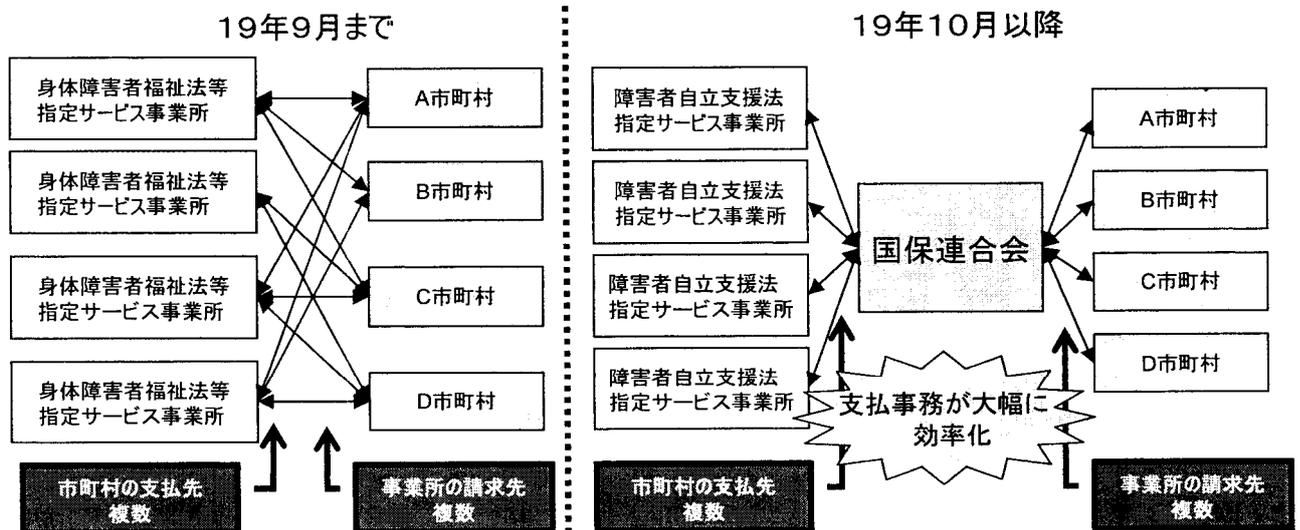
## (4) ユーザー(事業者)の視点に立った使いやすさを充実

インターネットの活用により、①受付期間中は24時間請求可能、②請求先が一本化、③請求情報の事前チェックが可能

## (5) セキュリティの確保

電子認証制度を導入することにより、請求書送達の実現性を確保すると共に、個人情報の保護に配慮

# 《支払事務の効率化》



インターネット請求に変更されるサービスの種類

- (1) 介護給付費、訓練等給付費
- (2) サービス利用計画作成費 等

※左の他、次の事業も平成20年2月から変更予定  
※但し、自治体が委託した場合に限られる

- (1) 障害児施設給付費
- (2) 高額障害福祉サービス費
- (3) 地域生活支援事業(一部) 等